

令和2年4月8日

保護者の皆様

国分寺市 子ども家庭部
子ども子育て事業課長 本多 美子

「緊急事態宣言」等に伴う保育所等の対応について（依頼）

日頃より、本市の保育行政に御理解と御協力を賜り、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況を受け、本市においてもすでに小中学校の令和2年5月6日までの臨時休業を決定しているところですが、令和2年4月7日付けにて、政府より緊急事態宣言が発出されました。

こうした状況を踏まえ、保護者の皆様におかれましては、下記のと通りの御協力を何卒お願い申し上げます。

記

1. 保育所等は、原則開所しますが、子どもたちの安全確保と感染拡大防止のため、令和2年5月6日までの間、仕事が休みである、在宅勤務をしている、育児休業を取得している等の理由により、家庭保育が可能な場合は、特段の事情がない限り、登園の自粛をお願いいたします。※なお、この自粛要請は、必要な保育をお断りするものではありません。
2. 利用者負担額については、一旦通常どおりお支払いいただき、家庭保育に御協力いただいた日数に応じて精算いたします。減額の対象期間は、4月1日から5月6日までとします。詳細が決まり次第、別途お知らせします。
3. この対応については、4月8日時点の国及び東京都の対応に基づいた方針です。今後変更する可能性がございますので御了承願います。
4. 子どもたちの安全を第一とした対応ですので、何卒、御理解・御協力の程、重ねてお願い申し上げます。

以上

【お問合せ先】

●保育所等の運営に関すること

国分寺市子ども家庭部子ども子育て事業課

☎042-325-0111（内線 465）

●利用者負担額に関すること

国分寺市子ども家庭部子ども子育てサービス課

☎042-325-0111（内線 383）